

建築基準法第43条第2項第1号に基づく認定取り扱い基準

平成30年 9月25日 制定
令和 5年12月13日 改正

建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定に基づく認定の取り扱いについて、下記のとおり定めるものとする。

基準1 敷地が、農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接する場合

次の各号に該当する場合とする。

- ① 公共の用に供する道は、農道、林道、河川及び港湾管理道路等で公的機関が管理している道であること。
- ② 当該道の通行上の使用について、協議が終わっていること。
- ③ 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。
- ④ 当該道を建築基準法の道路とみなしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。
- ⑤ 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500㎡以内であること。
- ⑥ 法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途以外の用途のもの（その用途又は規模の特殊性により法第43条第3項の条例で制限が付加されているものを除く。）に限る。）であること。（※1）

基準2 敷地が、建築基準法施行令（以下「政令」という。）第144条の4第1項及び第2項に規定する基準（位置指定道路に関する基準）に適合する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接する場合

次の各号に該当する場合とする。

- ① 以下の承諾を受けること。
申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、
 - ・当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者の承諾。
 - ・政令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準（位置指定道路に関する基準）に適合するように管理する者の承諾。
- ② 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。
- ③ 当該道を建築基準法の道路とみなしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。
- ④ 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500㎡以内であること。
- ⑤ 用途が一戸建ての住宅、長屋又は法別表第二（い）項第2号に掲げる用途のもの（その用途又は規模の特殊性により法第43条第3項の条例で制限が付加されているものを除く。）に限る。）であること。（※2）

（※1）法別表第一（い）欄（一）項・・・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
その他これらに類するもので政令で定めるもの

（※2）法別表第二（い）項第2号・・・住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を
兼ねるもののうち政令で定めるもの